

通所生活介護 料金表

当施設からご請求する利用料は以下の2つです。

① 介護給付費の1割（定率負担額）

サービス項目	サービス内容		利用単価
生活介護	生活介護サービス費	障害程度区分	
		区分6	日額 1,099単位
		区分5	日額 816単位
		区分4	日額 568単位
		区分3	日額 502単位
		区分2以下	日額 459単位
		食事提供体制加算 ※1	日額 30単位
		人員配置体制加算	日額 212単位
		福祉専門職員配置加算	日額 15単位
		常勤看護職員配置体制加算	日額 11単位
		送迎加算(施設での送迎をご利用の方)	片道 13単位
	欠席時対応加算(欠席時の連絡・対応等、月4回を限度)	1回 94単位	
	初期加算(最初の利用日及び長期入院後30日間算定)	日額 30単位	
	福祉・介護職員処遇改善加算	※2	

※1 加算該当者は、食費が食材料費のみのご負担となります。

※2 福祉・介護職員処遇改善加算

1ヶ月の総単位数に5.0%を乗じた単位数

桜川市における地域区分単価

	桜川市(6級地)
生活介護	10.18円

※ 1ヶ月の総単位数×1単位単価＝サービス利用料

※ サービス利用料×1割＝利用者負担額(定率負担)

・定率負担額に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる1割の定率負担額については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税で所得割16万円未満	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

② 介護給付費の対象とならない利用料

食 費	通所生活介護利用者の食事にかかる費用	昼食 600円 ※食事提供体制加算 該当者は300円
光熱水費	光熱水費にかかるご本人負担額 (入浴される場合の光熱水費)	1回 50円